

大阪市会情報公開条例に基づく異議申立てに係る意見具申について

大阪市会情報公開審査委員会（会長 榎得(まきえ)幸雄(ゆきお)）は、大阪市会情報公開条例に基づき、審議依頼のあった不存在による非公開決定に対する異議申立てについて、平成19年1月29日（月）、大阪市会事務局において、実施機関である大阪市会議長あて意見具申第1号を提出しました。

意見具申は、実施機関の原決定は適正であるとの結論です。

下記のとおり関連資料を添付します。

記

- 資料1 意見具申の要点
- 資料2 意見具申
- 資料3 大阪市会情報公開条例
- 資料4 大阪市会情報公開審査委員会委員名簿

資料 1

意見具申第 1 号	
1	公開請求の内容
「ミラノ（イタリア）代表団の旅行日程表のすべて 費用も含める」との公開請求が、平成 18 年 9 月 22 日付けでありました。	
2	実施機関（＝大阪市会議長）の決定
「当該文書は作成又は取得していないため」として不存在による非公開決定を、平成 18 年 10 月 6 日付けで行いました。	
3	異議申立ての内容
「10 月 24 日にミラノに向け出発するのに予定表が作成していないのは不可解」として、平成 18 年 10 月 10 日付けで異議申立てがありました。	
4	意見具申の結論
「実施機関が行った不存在による非公開決定は、適正である。」	
5	意見具申第 1 号の概要
<p>異議申立人は、公開請求した文書が請求した時点であるはずであると主張しましたが、審査委員会は、以下の理由により、本件文書について、本件決定時には存在しなかったため、不存在を理由に非公開とした本件決定は適正であったと述べています。</p> <ul style="list-style-type: none">● 代表団派遣に係る旅行代理店に対する諸手続きは、市長室が一元的に行っていたため、実施機関は、本件決定時点には、日程表等を作成していなかった。● 平成 18 年 9 月 20 日の新聞に、代表団が、同年 10 月 24 日にミラノに向け出発することが掲載された件について、異議申立人が主張する、その報道の根拠となった文書（出張の行程表や所要経費の資料）の存否は不明であり、少なくとも実施機関が情報提供したものではなかった。● 代表団派遣の行程及び必要経費のわかる文書を、実施機関が、市長室から取得したのは、平成 18 年 10 月 10 日以降であることから、同年 10 月 6 日の本件決定時点には存在していなかった。● 代表団派遣に係る予算については、予算説明書記載の積算根拠はあるが、異議申立人が求めている当該代表団派遣に係る具体的な積算根拠は、請求時点には存在していなかった。	

6 付記の概要

- (1) 本件請求文書については、作成又は取得されていなかったものの、公文書の適正管理を図るため、意思形成過程の文書についても、適切に公文書を作成するよう、一層の努力が必要である。
- (2) また、公開請求時点において、既に市長室では諸手続きを行っており、市長室に文書が存在する旨、異議申立人に対して告知することが可能であったと思料する。対応の改善を図るよう指摘する。
- (3) さらに、公開請求は、議長に対しての行政処分を求めることにあることにかんがみて、請求内容等を具体的に記載するほか、受理内容に修正が必要な場合は補正を求めるなど、事実確認を明確にするとともに、事務処理を的確にするよう望む。

資料 2

大市情審意見具申第 1 号
平成 19 年 1 月 29 日

大阪市長 坂井 良和 様

大阪市長情報公開審査委員会
会 長 槇得 幸雄

大阪市長情報公開条例第 18 条に基づく異議申立てについて（意見具申）

平成 18 年 10 月 31 日付け大市会第 456 号をもって審議依頼のありました件について、次のとおり意見具申いたします。

第 1 審査委員会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 18 年 10 月 6 日付け大市会第 431 号により行った、異議申立人の請求に係る文書の不存在による非公開決定は、適正である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 18 年 9 月 22 日、大阪市長情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、平成 18 年 10 月 24 日から同月 29 日までの出張日程で実施された「大阪・ミラノ姉妹都市提携 25 周年記念事業・大阪市長代表団派遣（以下「代表団派遣」という。）」に関する「ミラノ（イタリア）代表団の旅行日程表のすべて 費用も含める」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 不存在による非公開決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を管理していない理由を下記のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、平成 18 年 10 月 6 日付け大市会第 431 号により、異議申立人の請求に係る文書の不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

記

「当該文書は作成又は取得していないため」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 18 年 10 月 10 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

代表団派遣が、平成 18 年 9 月 20 日に新聞報道されており、その報道の根拠となった出張の行程表や所要経費の資料があるはずである。また、初めての視察ならともかく、今回で 25 回も視察を重ねており、日程表を作成していないほうがおかしい。

代表団派遣が、予算化されているのであれば、その積算根拠があるはずであり、それも不存在などはないし、恣意的である。

出張に際して、ツーリスト（旅行代理店）に依頼しているのであれば、出発日の 1 か月前の段階で何の予定も決まっていけないのでは、ツーリスト（旅行代理店）も手続きができないだろうし、疑問を抱かざるを得ない。公文書作成が遅れているのなら、その理由の説明があれば納得もできるが、それもなかった。

公文書不存在による非公開決定の後、情報の提供として、日程表及び費用に関する資料の提供があったが、その内容は、本件請求時点で容易に作成、或いは入手が可能であったのではないかと疑問を感じる。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

代表団派遣については、大阪市会会議規則（昭和 31 年 9 月 30 日市会議決）第 91 条の規定により議会の議決を要する事項であることから、平成 18 年 10 月 13 日の市会本会議において議員の派遣についてが議決されるまで、実施そのものが確定しておらず、本件決定時点の同年 10 月 6 日においては海外出張行程案及び支出決議案の作成に至る段階ではなかった。

また、代表団派遣に係るミラノ市及びミラノ市議会等関係機関との連絡調整並びに旅行代理店との事務手続き等については、国際交流を所管する市長室が交渉窓口となって進めることが最も合理的であるため、市長室が大阪市を代表して一元的に調整事務を行い、実施機関は、そのつど、必要な情報を口頭及び電話にて連絡を受けていたため、公文書の作成又は取得はしていなかった。

平成 18 年 10 月 12 日に、議員の派遣について、翌 13 日の本会議において、議決されることを前提として、「海外出張経費の支出について（大阪・ミラノ姉妹都市提携 25 周年記念事業・大阪市会代表団派遣）」を起案するため、10 月 10 日に市長室より、行程案等の文書を取得し、海外出張経費の支出、通訳及びバス借上の契約締結について、市会事務局長決裁を行った。

なお、本件文書は、本件決定時点では不存在であったが、平成 18 年 10 月 13 日に本会議で議員派遣が議決されたため、同年 10 月 17 日に異議申立人に対して、本件請求に係る情報の提供が可能である旨を電話連絡し、10 月 19 日に市会事務局において、情報の提供を行った。

以上により、本件決定時点では、本件文書が存在しないことは事実であり、事務手続上も問題はない。

なお、本件異議申立ての理由として、「初めての視察ならともかく、今回で 25 回も視察を重ねており日程表を作成していないほうがおかしい。」との記述があるが、今回で 25 回の視察というのは誤りである。代表団派遣は、5 年毎等の節目に行ってきたものであり、今回で 3 回目（15 周年、20 周年、25 周年）となる。また、「予算も不存在など有得ない。」との記述であるが、異議申立人に対し、平成 18 年 10 月 6 日、電話連絡をとった際に、平成 18 年度の予算説明書（以下「予算説明書」という。）は存在する旨、異議申立人に伝えたところ、「自分の要求しているものはそのようなものではない。」とのことであったため、予算説明書は本件請求の対象外としたものであるため、これらの部分については不適切な主張である。

第 5 審査委員会の判断

1 基本的な考え方

情報公開の基本的な理念は、条例第 1 条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市会の説明責任を全うし、もって市会に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、条例第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならないとするものである。

2 本件の事実経過

異議申立人及び実施機関の説明並びに提出された資料等により、以下の事実が認められる。

- (1) 本件請求の対象となった代表団派遣については、平成 18 年度予算に計上されており、予算説明書には、平成 18 年度当初予算額及びその説明として、「大阪市代表団海外出張旅費（ミラノ市 25 周年）」として単価 130 万円で 1 名、単価 120 万円で 6 名として合計 850 万円で 7 名分の予算額が記載されている。
- (2) ミラノ市側との日程等、訪問にあたっての連絡調整については、平成 18 年 8 月頃から、国際交流を所管する市長室が大阪市側の窓口として行っていた。

また、当該連絡調整に基づく、旅行代理店に対する諸手続きについても、市長室が、平成 18 年 8 月 28 日、複数の旅行代理店に代表団派遣の行程案を示し、所要経費の見積書の提出を依頼し、見積額を検討の上、同年 9 月 15 日「大阪市代表団ミラノ出張にかかる旅行代理店の選定について」を起案し、9 月 22 日に市長室長決裁を行い、旅行

代理店が決定した。

並行して、市長室において、平成 18 年 9 月 1 日、「海外出張並びに所要経費の支出について（大阪・ミラノ姉妹都市提携 25 周年に係る大阪市代表団派遣）」を起案し、同年 10 月 13 日に職員の派遣及び出張命令、並びに所要経費の支出についての市長決裁を行った。

- (3) 実施機関においては、平成 18 年 9 月 13 日ミラノ市議会議長からの招請状（平成 18 年 8 月 30 日付）が、ファックスにより到達したため、同日付で大阪市会議長まで供覧を行った。なお、この招請状は、同年 9 月 25 日、郵送にて受領した。

また、平成 18 年 9 月 20 日 13 時 16 分に、大阪市会各派幹事長会議が開会され、議長より以下の発言があった。

「ミラノ市との姉妹都市提携 25 周年記念事業についてであるが、ミラノ市議会議長から 8 月 30 日付の招請状が私あてに届いている。招請状には大阪市会の皆さんに来てほしいと書かれており、副議長と相談の結果、私と運営理事及び各派の代表者の皆さんにご参加賜りたいと存ずる。なお、日程については、本年 10 月 24 日から、10 月 29 日の予定としたいと存ずる。各派におかれては、出張者の人選はいかがか。」

それに対して、各会派の幹事長から出欠状況について意向表明があり、参加予定者を確認した。

これを受けて、旅行代理店への申込手続きを行うため、実施機関は、代表団派遣に参加予定の議員それぞれから旅行申込書とパスポートの写しを預かり、取りまとめて市長室に手渡した。市長室では、平成 18 年 9 月 29 日までに旅行代理店への申込み手続きを行った。

- (4) 平成 18 年 9 月 20 日の読売新聞朝刊に「大阪市代表団ミラノ派遣 市議 5 人公費で同行」との見出しで、代表団派遣の記事が掲載された。
- (5) 平成 18 年 9 月 22 日、本件請求がされた。
- (6) 平成 18 年 10 月 5 日 13 時 9 分に大阪市会各派幹事長会議が開会され「議員の派遣について」は、市会事務局長から以下のとおり報告がされた。

「大阪・ミラノ姉妹都市提携 25 周年記念大阪市会代表団及び市会副議長海外出張に係る議員派遣の議決について、ご説明申し上げます。本案件は、地方自治法第 100 条第 12 項及び大阪市会会議規則第 91 条の規定に基づき、議員の派遣を議決するものである。地方自治法第 100 条第 12 項において、『議会は、議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。』と規定されており、その実施手続きについては、大阪市会会議規則第 91 条において『法第 100 条第 12 項の規定により議員を派遣しようとするときは、市会の議決でこれを決定する。但し、緊急を要する場合又は閉会中にあるときは、議長において議員の派遣を決定することができる。』と定めている。今般の海外出張 2 件については、現在、市会開会中であることから議員

派遣の議決をする必要があり、については、来る 10 月 13 日の本会議において議決をお願いしたいと考えている。議決する事項は、派遣目的、派遣場所、派遣期間及び派遣議員の 4 項目である。具体的には、お手元配付の資料のとおり、まず、大阪・ミラノ姉妹都市提携 25 周年記念大阪市会代表団について、派遣目的は大阪・ミラノ姉妹都市提携 25 周年記念親善訪問及び交流事業の実施並びにミラノ市における都市再開発の都市行政調査、派遣場所はミラノ市、派遣期間は 10 月 24 日から 10 月 29 日まで、派遣議員は、坂井議長、荒木・高橋両運営理事、広岡幹事長及び待場幹事長の 5 名である。
(以下、省略)」

- (7) 平成 18 年 10 月 6 日が本件決定の期限であったため、同日、実施機関は異議申立人に対して電話連絡し、前年度に作成した予算説明書は存在するが、その積算内容は、一人当たりの海外出張旅費額を過去の実績額に基づき計算し、それに、過去の出張参加人数を基本とした出席予定人数を乗じて、予算額を計上したものである旨を伝え、異議申立人が公開を請求する公文書を再確認したが、異議申立人は、「自分の要求しているものはそのようなものではない。」との回答であったため、予算説明書は本件請求の対象外とし、本件請求に対して本件決定を行った。
- (8) 平成 18 年 10 月 7 日に、本件決定通知書が異議申立人に送達され、同年 10 月 10 日、異議申立人より実施機関あてに本件決定に対する異議申立てがされた。
- (9) 実施機関は、平成 18 年 10 月 12 日に、翌 13 日の本会議において、「議員の派遣について」が議決されることを前提として、「海外出張経費の支出について (大阪・ミラノ姉妹都市提携 25 周年記念事業・大阪市会代表団派遣)」を起案し、海外出張経費の支出、通訳及びバス借上の契約締結について、市会事務局長決裁を行った。
- (10) 次に、平成 18 年 10 月 13 日 14 時 47 分に市会本会議が開会され、代表団派遣に係る、「議員の派遣について」が議決された。この議決を受けて、実施機関において同日付で「大阪市会代表団のミラノ市訪問にかかるプレスへの資料提供について」を市会事務局長決裁した後、代表団名簿及び主要日程 (案) を、広報報道室を通じて報道機関に提供した。
- (11) なお、当審査委員会が条例第 23 条第 4 項に基づく資料提出依頼を、市長室に対して行った際の回答には「全体日程案については、9 月 1 日起案時より随時口頭で連絡していたが、ミラノ市側との連絡調整が最終確定にいたらなかったため、決裁終了直前の 10 月 10 日まで、市会事務局に文書で渡すことはなかった。」と記載されている。

3 争点

実施機関は、本件文書について、作成又は取得していないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件決定時点において本件文書が存在したか否かであり、以下の4点について検討する。

- (1) 本件決定時点における、代表団派遣に係る行程の内容及び必要経費のわかる文書
- (2) 平成18年10月24日にミラノに向け出発することが、同年9月20日に新聞報道されており、その報道の根拠となった文書（出張の行程表や所要経費の資料）
- (3) 本件代表団派遣に係る予算の積算根拠を示す文書
- (4) 旅行代理店に依頼する諸手続きに関する資料としての日程表

4 争点に対する判断

本件の事実経過から明らかなおおりに、争点について以下のとおりに判断する。

- (1) 本件決定時点における、代表団派遣に係る行程の内容及び必要経費のわかる文書については、実施機関が、市長室から本件請求に係る文書を取得したのは平成18年10月10日以降であることから、同年10月6日の本件決定時点において、本件請求に係る公文書は存在していなかった。
- (2) 平成18年10月24日にミラノに向け出発することが、同年9月20日に新聞報道されているが、異議申立人が主張する、その報道の根拠となった文書（出張の行程表や所要経費の資料）の存否については不明であり、少なくとも実施機関が情報提供したものではなかった。
- (3) 本件代表団派遣に係る予算の積算根拠を示す文書については、予算説明書記載の積算根拠はあるが、異議申立人が求めている当該代表団派遣に係る具体的な積算根拠は存在していなかった。
- (4) 旅行代理店に依頼する諸手続きに関する資料としての日程表については、市長室が大阪市を代表して一元的に行っていたため、実施機関は、日程表等を作成しておらず、また、取得もしていなかった。

したがって、本件文書について、本件決定当時には存在しなかったのであるから、不存在を理由に非公開とした本件決定は適正であったと認める。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

付 記

本件請求文書については、作成又は取得されていなかったものと確認するところであるが、公文書の適正管理を図るため、大阪市総務局作成の「説明責任を果たすための公文書作成指針」（平成18年1月）に照らし、意思形成過程の文書についても、適切に公文書を作成されるよう、一層の努力が必要である。

特に、市長室との連絡調整において文書が交わされていなかったため、行程案の作成に至る経過や日程調整の経過など重要な事項が当審査委員会において確認できず、適切な処理とはいえないと思料するものであり、改善の余地が認められる。

また、旅行代理店への手続きは市長室が一元的に行っていたため、実施機関においては、出張日程等を示す公文書を作成又は取得していなかったことは事実であるが、異議申立人が公開請求した時点において、既に市長室では諸手続きを行っており、市長室に文書が存在する旨、異議申立人に対して告知することが可能であったと思料する。条例の理念に照らし、対応の改善を図られるよう努力すべきである旨、指摘しておく。

さらに、予算も不存在などありえないとする異議申立人の主張に対し、実施機関は、電話での応答を根拠として、予算資料を本件対象外としているが、書面上は互いの主張の食い違いが見られる。公開請求は、議長に対し行政処分を求めることにあることにかんがみて、今後の公開請求手続きにあたっては、公開請求に係る公文書を特定するため、請求内容等を具体的に記載するほか、受理内容に修正が必要な場合は補正を求めるなど、合理的な努力をし、事実確認を明確にするとともに、事務処理を的確にするよう望むものである。

資料 3

○大阪市会情報公開条例

制 定 平 13. 4. 1 条例 24

最近改正 平 18. 9. 21 条例 76

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 公文書の公開（第 5 条－第 17 条）

第 3 章 異議申立て

第 1 節 異議申立ての手續（第 18 条－第 20 条）

第 2 節 大阪市会情報公開審査委員会（第 21 条・第 22 条）

第 3 節 委員会の調査審議の手續（第 23 条－第 30 条）

第 4 章 情報提供施策等（第 31 条－第 33 条）

第 5 章 罰則（第 34 条）

附則

地方分権時代において、地方議会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民自治の根幹をなす地方議会も一層の活性化が強く求められている。

すなわち、地方分権の推進に伴い、執行機関を監視し、政策を立案し、当該団体の意思を決定する地方議会の役割と責任が強く求められるとともに、地方議会は住民の代表機関、意思決定機関として、これまで以上に住民の意思を反映した活動を積極的、効果的に行わなければならない。

大阪市会は、これまで会議はもとより委員会についても公開し、様々な議会情報を積極的に公開するなど努力を重ねてきたが、近年、さらに市民の「知る権利」をはじめ情報公開を求める気運が高まってきており、一層の市民参加の推進を図るため、市民の期待と要請にこたえていくことが重要である。

よって大阪市会はここに、この条例を制定することにより情報公開制度を創設し、市会に対する市民の理解と信頼の確保を図り、新たな時代にふさわしい開かれた大阪市会の実現を目指すものとする。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、大阪市会（以下「市会」という。）における公文書の公開を請求する権利を明らかにし、公文書の公開及び情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、情報公開を一層推進し、もって市会の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市会に対する市民の理解と信頼の確保を図り、広く開かれた市会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公文書」とは、大阪市会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、事務局の職員が組織的に用いるものとして、大阪市会議長（以下「議長」という。）が管理しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。

(条例の解釈及び運用)

第3条 議長は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求をするように努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に利用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、

次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を議

長に提出する方法（これに準ずるものとして議長が定める方法を含む。）により行わなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所、居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 議長は、公開請求書（前項の議長が定める方法により公開請求をする場合にあつては、公開請求書に代わるものとして議長が定めるもの）

に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 議長は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令、条例若しくは大阪市会会議規則（昭和31年9月30日市会議決）（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社及び大阪市土地開発

公社（以下「住宅供給公社等」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び住宅供給公社等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 本市の機関の要請を受けて、公にしないと条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 会派又は議員の活動に関する情報であつて、公にすることにより、会派又は議員の活動

に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 市会及び市会以外の本市の機関並びに国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び住宅供給公社等をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市会若しくは市会以外の本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市会若しくは市会以外の本市の機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ、若しくは公にすることができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により公にすることができないと認められる情報

（部分公開）

第8条 議長は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公文書の存否に関する情報）

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、議長は、当該公文書の存否を明らかにしないで、

当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置等)

第 10 条 議長は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 議長は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 議長は、前 2 項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根

拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(公開決定等の期限)

第 11 条 前条第 1 項又は第 2 項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して 14 日以内にななければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開決定等をすべき期間を、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して 30 日を限度として延長することができる。この場合において、議長は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第 12 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して 44 日以内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(議長及び副議長がともに欠けた場合の特例)

第 13 条 任期満了、解散その他の事由により議長及び大阪市会副議長がともに欠けている期間がある場合には、当該期間は、前 2 条の規定により公開決定等をすべき期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 14 条 公開請求に係る公文書に本市、国等及び公開請求者以外のもの（以下この条、第 19 条及び第 20 条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、議長は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 1 号から第 3 号までのただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第 10 条第 1 項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が第 7 条第 1 号ア又はウに規定する情報に該当すると認められる場合において、公にしても、当該第三者の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき

(2) 第三者の所在が判明しないとき

3 議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、議長は、公開決定後直ちに、当該意見書（第 18 条及び第 19 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第 15 条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、議長は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき又は第 8 条の規定により公文書の一部を公開するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等との調整等)

第 16 条 この条例の規定は、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定を適用しないこととされている書類等については、適用しない。

2 この条例の規定は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付（以下「公文書の閲覧等」という。）を受けられるときは、適用しない。ただし、公文書の閲覧等を受けられるものの範囲又は期間若しくは方法等が限られている場合において、当該法令等がその範囲外のものに対する公文書の閲覧等又は異なる期間若しくは方法等による公文書の閲覧等を禁止する趣旨でない認められるときは、この限りでない。

3 この条例の規定は、大阪市会図書室において管理されている公文書であって、一般の利用に供されているものについては、適用しない。

(手数料等)

第17条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 第15条の規定により公文書の写しの交付（電磁的記録にあつては、これに準ずるものとして議長が定める方法を含む。）を受けけるものは、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあつては、これらに準ずるものとして議長が定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

第3章 異議申立て

第1節 異議申立ての手續

(異議申立てがあつたときの手續)

第18条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てがあつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに大阪市会情報公開審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、当該異議申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき

(2) 異議申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(意見を求めた旨の通知)

第19条 議長は、前条の規定により委員会の意見を求めたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

(1) 異議申立人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

当該異議申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手續)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 異議申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2節 大阪市会情報公開審査委員会

(設置)

第21条 第18条の規定による意見の求めに応じ異議申立てについて調査審議するため、委員会を置く。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、市会の情報公開制度の運営に関する重要事項について、議長からの意見の求めに応じて調査審議するとともに、議長に意見を述べるができる。

(組織等)

第22条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他議長が適当と認める者のうちから議長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3節 委員会の調査審議の手続

(委員会の調査権限)

第23条 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、委員会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 議長は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を委員会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、異議申立てに係る事件に関し、異議申立人、参加人又は議長（以下「異議申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第24条 委員会は、異議申立人等から申立てがあったときは、当該異議申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、委員会は、異議申立人又は参加人が補佐人とともに出頭することを許可することができる。

3 委員会は、その指定する相当の期間内に異議申立人等が口頭で意見を述べるができないときは、当該異議申立人等に対し、口頭で意見を述べる機会に代えて、相当の期間を定

めて当該期間内に意見書を提出するよう求めることができる。

(意見書等の提出)

第 25 条 異議申立人等は、委員会の許可を得て、意見書又は資料を提出することができる。ただし、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第 26 条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 23 条第 1 項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 24 条第 1 項本文の規定による異議申立人等の意見の陳述を聴かせ、若しくは同条第 3 項の規定により当該意見の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させることができる。

(提出資料の閲覧等)

第 27 条 異議申立人等は、委員会に対し、委員会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

2 委員会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第 28 条 委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第 21 条第 2 項の規定による調査審議の手続については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。

(意見を記載した書面の送付等)

第 29 条 委員会は、第 18 条の規定により議長に意見を述べたときは、当該意見を記載した書面の写しを異議申立人及び参加人に送付するとともに、当該意見の内容を公表するものとする。

(委任)

第 30 条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、議長が定める。

第 4 章 情報提供施策等

(情報提供施策等)

第 31 条 市会は、この条例の目的を達成するため、第 2 章に定める公文書の公開のほか、市会の諸活動に関する情報の提供に係る施策等の充実に努めるものとする。

2 事務局の職員は、市会の諸活動に関する情報の提供に関する事務を行うに当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民等が必要とする情報が的確に提供されるように意を用いなければならない。

(公文書を公開しない場合における情報の提供等)

第31条の2 議長は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定を行う場合（第9条の規定により公開請求を拒否する場合を除く。）であっても、この条例の目的を達成するため必要と認めるときは、非公開情報を公開しない方法により、必要な情報の提供を行うものとする。

2 議長は、第2章の規定により公開した情報及び前項の規定により提供した情報について、市民等が公開請求を行うことなく得ることができるよう適切な措置を講ずるとともに、広く市民一般に公表する必要があると認められるときは、当該情報を公表するものとする。

(公文書の管理)

第31条の3 議長は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の定めるところにより、公文書を適正に管理しなければならない。

(運用状況の公表)

第32条 議長は、毎年1回、この条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(施行の細目)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

第5章 罰則

(罰則)

第34条 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則（平13.10.1施行、平13.9.21議長決定）（抄）

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、議長が定める。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に事務局の職員が職務上作成し、又は取得した公文書について適用する。

附 則（平18.9.21条例76）

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平14.9.30条例63 平16.3.2条例3 平17.3.30条例13

平17.5.30条例55 平18.3.31条例10 平18.9.21条例76

資料 4

大阪市会情報公開審査委員会 委員名簿

(任期 2 年 H.17.10.1～19.9.30)

会 長	まきえ 楨得	ゆきお 幸雄	元大阪市会事務局長 (平成 18 年 4 月 1 日就任)
委 員 (会長代行)	むらた 村田	てつお 哲夫	大阪学院大学大学院教授 (平成 17 年 10 月 1 日就任)
委 員	もり 森	ひでこ 英子	弁護士 (平成 17 年 10 月 1 日就任)